

第Ⅳ章ではおおむね短期目標である2020年までの具体的施策を体系的に網羅しました。

第Ⅲ章の基本方針を踏まえて、奈良県の生物多様性を保全する4つの目標を実現するため、以下の行動計画により、実効性のある取組を推進します。

1. 第1の目標 生物多様性の保全と再生

(1) 重要地域の保全

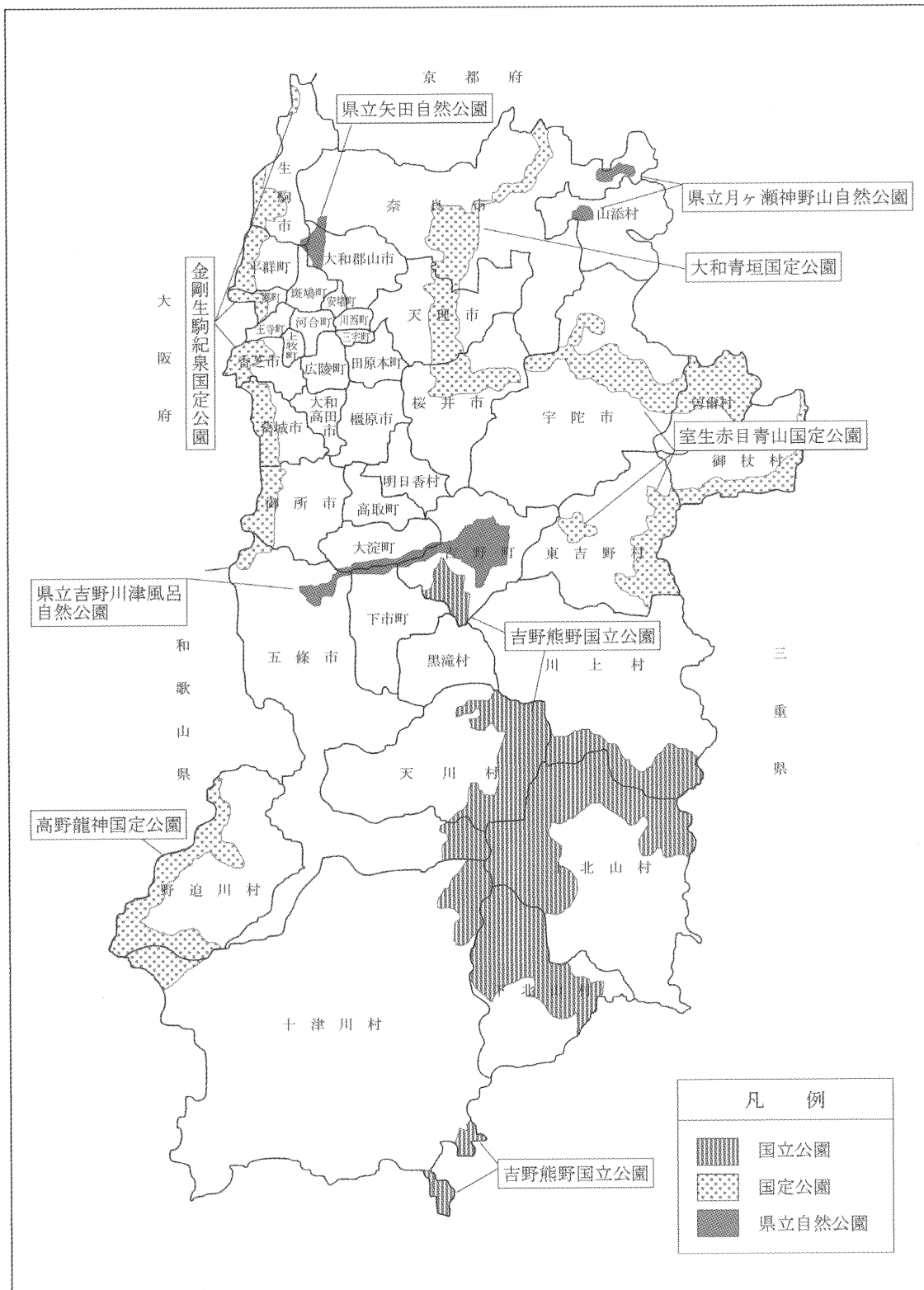
生物多様性の保全のためには生息地の保護が必要です。特に多様な生きものが生息・生育する一帯や貴重な種が生息・生育する場を重要な地域として法制度などによって指定して保護をしています。しかし、生物多様性の視点から見ると、指定実態や規制内容、管理水準の現状は未だ十分とはいえないため、より効果的に機能するよう必要な取組を進めます。

①自然公園

「自然公園法」「県立自然公園条例」に基づく奈良県の自然公園は、図のとおり国立公園1か所、国定公園4か所、県立自然公園3か所の計8か所です。総面積は63,328haで、県土面積に占める割合は、全国平均の16.7%を上回る17.2%です。これらの公園ごとに、保護および利用のための公園計画を策定し、自然保護の観点から特別保護地区、特別地域、普通地域に区分して地域指定を行い、一定の行為を規制するなど、適正な利用の増進に努めています。しかし近年は、自然の維持や鳥獣などによる生態系影響への対応など、より能動的な管理運営が求められています。このため、科学的データに基づいた生態系の維持回復を行う生態系維持回復事業の実施、ニホンジカの食害などから生態系を守るための取組、さまざまな主体の協働による管理運営体制の再構築などを検討・実施します。

自然公園は、生物多様性保全の屋台骨としての重要な役割を担っていくことが期待されていることから、平成21年6月に「自然公園法」、平成22年7月には「県立自然公園条例」が改正され、目的規定に「生物多様性の確保に寄与する」ことが追加されました。自然公園は自然とのふれあいや環境学習の場として活用されており、今後も生物多様性の保全を進める観点から自然とのふれあいの場の整備や自然公園利用の質の向上や適正化に向けた取組を進めます。

(平成23年3月31日現在)



自然公園

【自然公園法による指定植物の保護】

自然公園法では、指定植物が保護されています。指定植物を採取又は損傷する場合には、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事のそれぞれ許可を要します。「学術研究その他公益上必要」かつ「植物が絶滅のおそれがないものである」などを満たす場合にのみ許可することになっています。

主な指定植物：シシラン・キキョウ・ササユリ・キンラン など

吉野熊野国立公園267種、大和青垣国定公園52種、金剛生駒紀泉国定公園161種、
むろ う あか め あおやま
室生赤目青山国定公園213種、高野龍神国定公園118種

近年、自然公園を訪れる人の中で、植物や昆虫の採取や植生の踏みつけ、ごみの放置など自然を傷つける行為も見られます。県では自然公園に環境省および県の委嘱による自然公園指導員（ボランティア）を配置して利用者に対し自然公園の適正な利用などを指導していますが、十分ではない状況です。

【全国で初めての西大台における利用調整地区の指定】

吉野熊野国立公園大台ヶ原は、トウヒ林やブナ林など、紀伊半島では少なくなった貴重な生態系が残る地域です。トウヒ群落を主とする「東大台」に対し、「西大台」はウラジロモミブナ群落が主となっており、静寂で原生的な雰囲気を経験できる地域です。

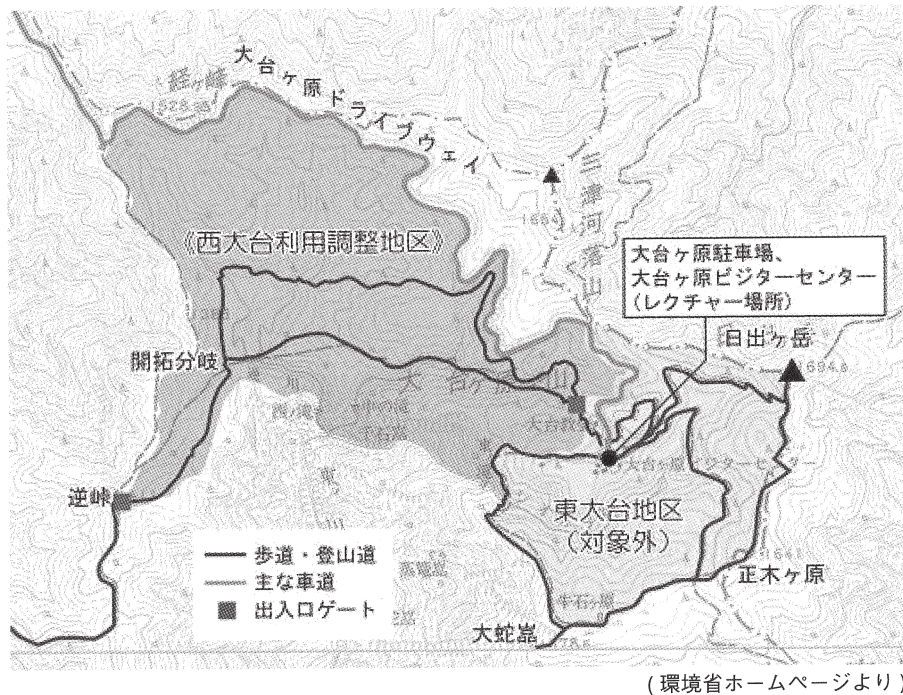
西大台は日本で最初の「利用調整地区」に指定されました。

（平成18年12月指定、平成19年9月より運用開始）

「利用調整地区」は、将来にわたり良好な自然環境を保持し、より質の高い自然体験の場を提供するため、立ち入り人数などを調整する区域のことで、立ち入りにあたっては事前に手続きを行い、定められたルールに従って利用することが必要です。



（西大台コウヤ谷）



『具体的な取組』

- 自然公園法および県立自然公園条例に基づく規制や指導を徹底し、指定植物保護の普及啓発に努めます。
- 自然公園指導員の巡回による自然公園の適正利用、野生動植物の保護、美化清掃などを強化します。

数値目標

県委嘱の自然公園指導員の増員：46人→60人（H29年度）

県土に占める自然公園の割合：17.2% 現状維持

自然公園利用者数：152万人 現状維持

②自然環境保全地域など

■「奈良県自然環境保全条例」による自然環境の保全

「玉置山県自然環境保全地域」

自然環境保全地域は、高山性植生や優れた天然林が相当部分を占める森林など、特にその自然環境を保全することが必要な地域を指定し、保全する制度であり、玉置山（十津川村）の1か所を指定しています。

十津川村に位置する当該保全地域の玉置山山頂付近はスギ、ヒノキ、モミ、ツガなどの針葉樹と、ブナ、ミズナラ、アカシデといった落葉広葉樹が混在する植生を示しています。9合目に位置する玉置神社境内の「杉の巨樹群」は1,000m級の高山では極めて珍しいこととされ、学術的にも価値が高いとして県指定天然記念物となっています。



神代杉（しんだいすぎ）
推定樹齢3000年、幹まわり8.4m、樹高20m
（十津川村役場ホームページより）

「環境保全地区」

道路の沿道、市街地およびこれらの周辺で、良好な環境を保全するために積極的な緑化などの推進を図ることが必要な地区で新古阪環境保全地区など9か所を指定しています。

「景観保全地区」

森林、草生地、山岳、高原、丘陵、古墳、溪谷、池沼、河川などにより形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区で高山溜池景観保全地区など11か所が指定されています。

（以上次ページの地図を参照）

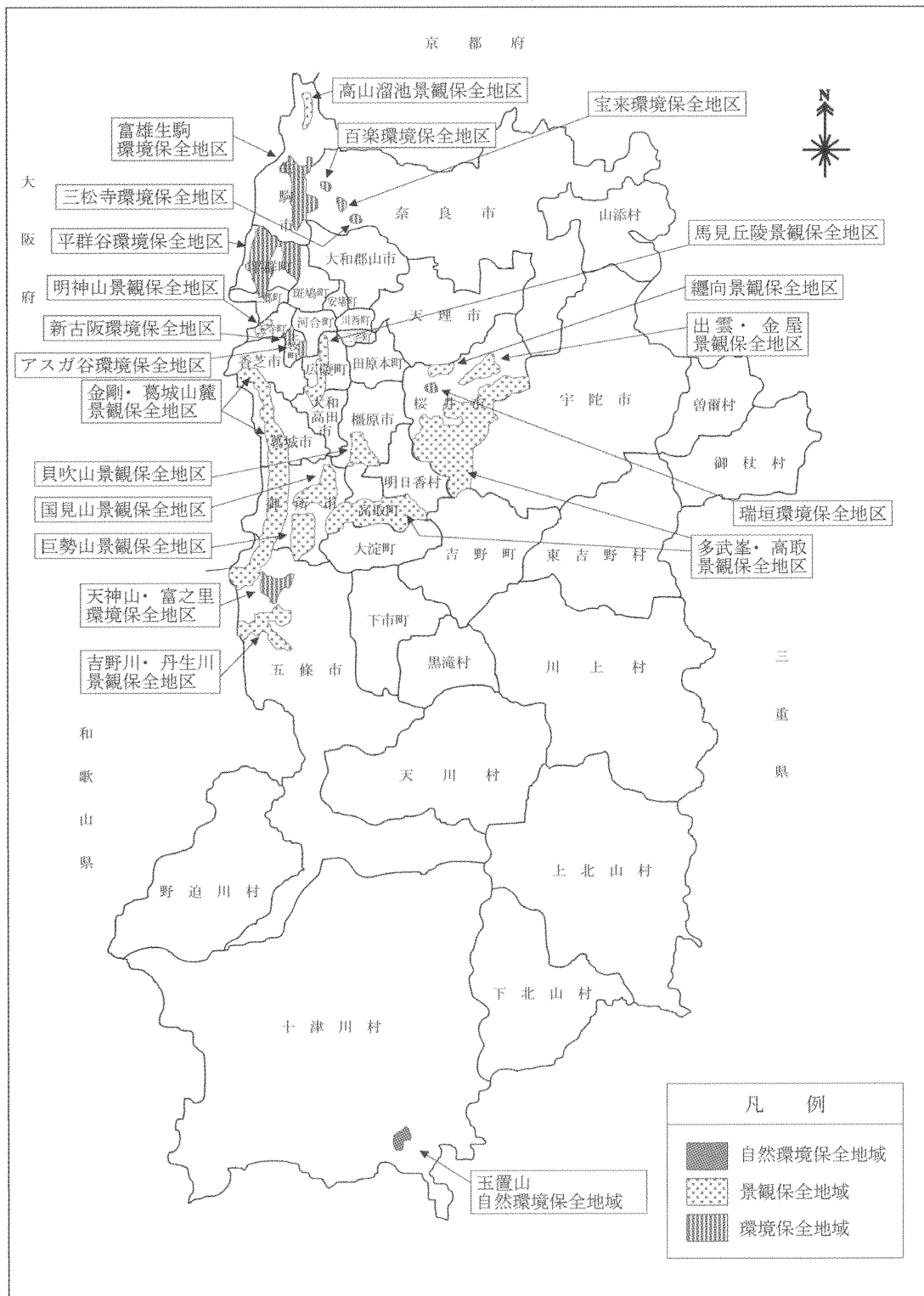
「保護樹木」

奈良市二名町王龍寺のヤマモモなど、由緒・由来のある樹木および地域住民に親しまれてきた樹木46本を保護樹木に指定しています。



王龍寺のヤマモモ
王龍寺裏門わきにあり、古くから参詣者に「ヤマモモの巨樹」として親しまれています。

(平成23年3月31日現在)



自然環境保全地域、景観保全地区および環境保全地区

■「古都保存法・風致地区条例」などによる自然環境の保全

「風致地区」

生駒山から矢田山、斑鳩の里、中央部にはあやめ池、郡山城跡、大和三山、飛鳥の地など、都市部においてほかに類を見ないような自然環境が現在も残っており、このような美しい景観は私たちの暮らしにうおいとやすらぎを与えてくれます。県下にはこの恵まれた風致を保全するため、春日山風致地区など19地区が指定されています。

「近郊緑地保全区域」

保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全もしくは開発に資することを目的としており、生物多様性の保全にも寄与しています。

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」第8条第3項

「近郊緑地保全区域内においては、木竹伐採などの行為をする場合は、知事に届けなければならない」

対象地域

奈良市、大和郡山市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、平群町、三郷町、斑鳩町、葛城市の各一部

奈良県では無秩序な開発による自然環境の破壊を防ぐため、環境保全地区や景観保全地区、風致地区、歴史的風土特別保存地区、自然公園などにおいて、違反行為の早期発見・是正指導を目的として、毎月2回の緑を守る総合パトロールを行っています。

『具体的な取組』

○奈良県自然環境保全条例などにに基づき、規制や指導を徹底し自然環境保全に努めます。

③鳥獣保護区

鳥獣保護区は、「鳥獣保護法」に基づき、狩猟を一定期間規制して野生鳥獣の保護を図る地域で、県全体では国指定「大台山系」を含む21か所（県土面積の10.4%）が指定されており、県内に50人の鳥獣保護員を配置して保護に努めています。人と野生鳥獣の共生を図るため、人の利用の適正な誘導、野生鳥獣の生態などに関する普及啓発、鳥獣の生育に適した環境の保全・整備を推進し、適切な管理を行います。